

令和6年仙審第14号

裁 決

漁船A灯浮標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年4月12日13時15分

山形県酒田港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 2.9トン

登 録 長 9.94メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 169キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成5年12月に進水した、主として刺網漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央部後方寄りに後部出入口を設けた操舵室を配し、同室前部に自動操舵装置、操舵及び機関の各操作ができる遠隔制御器、GPSプロッター、機関回転計、機関遠隔操縦レバー、魚群探知機等がそれぞれ装備されていた。

(2) 酒田港

酒田港は、山形県北部西岸に位置し、港区界が最上川右岸の港奥から第1区、第2区及び第3区に分けられた地方拠点の役割を担う港で、第2区の東ふ頭に第1船だまり物揚場及び第1酒田プレジャーボートスポット物揚場（以下、併せて「第2区船だまり」という。）が設けられ、北防波堤西端に酒田港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）のほか、第2区に酒田港第2号灯浮標（以下、灯浮標の名称については「酒田港」の冠称を省略する。）、第4号灯浮標及び第6号灯浮標がそれぞれ設置されていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか1人が乗り組み、いずれも救命胴衣を着用し、刺網漁の目的で、船首0.6メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和6年4月12日13時00分酒田港第1区の入船町物揚場を発し、同港南方約3海里沖合の漁場に向かった。

a受審人は、甲板員を後部甲板の保冷箱上部に腰を掛けさせた姿勢で待機させるなか、GPSプロッター画面の範囲を約3海里のセンター表示として作動させ、同甲板に通じる後部出入口を開けた状態で同プロッター後方に立ち、遠隔制御器を持って操船に当たり、第6号灯浮標を左舷船首方に目視しながら第1区を航行した。

a 受審人は、13時09分北防波堤灯台から125.5度（真方位、以下同じ。）1.3海里の地点で、針路を322度に定め、機関を回転数毎分700にかけ、3.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、第4号灯浮標を左舷船首方に目視しながら手動操舵によって進行した。

a 受審人は、ふと甲板員から声を掛けられたことから、同人と刺網漁の注意点及び投網する水域の選定についての会話をしたり前方に視線を向けて入航船の有無及び港内の状況に注意を払ったりしながら東ふ頭に沿って続航した。

a 受審人は、13時13分北防波堤灯台から122.5度1.1海里の地点に達し、第2区船だまり出入口からの出航船の有無を把握するため、前方を一見し、第2号灯浮標に向けるつもりで針路を298度に転じ、第4号灯浮標に接航していたとき、第4号灯浮標が正船首190メートルのところとなり、その後第4号灯浮標に向首接近する状況であったが、後方を振り向いて操業経験が豊富な甲板員と会話をするに気をとられ、第4号灯浮標との距離を継続して目測するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、後方を振り向いたまま甲板員と会話を続けながら第4号灯浮標に向首進行し、13時15分北防波堤灯台から123度1.0海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、第4号灯浮標に衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部外板に亀裂を伴う擦過傷を生じたが、のち修理され、第4号灯浮標は、標体下部に亀裂及びやぐら脚部に擦過傷

を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件灯浮標衝突は、酒田港第2区において、同港南方沖合の漁場に向けて航行中、第4号灯浮標に接航した際、船位の確認が不十分で、第4号灯浮標に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、酒田港第2区において、同港南方沖合の漁場に向けて航行中、第2区船だまり出入口からの出航船の有無を把握するため、第4号灯浮標に接航した場合、第4号灯浮標に衝突することのないよう、第4号灯浮標との距離を継続して目測するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、後方を振り向いて操業経験が豊富な甲板員と会話をすることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、第4号灯浮標に向首接近する状況に気付かず進行して衝突する事態を招き、船体及び第4号灯浮標にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月6日

仙台地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文